

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百五十八号の項中「勝山市鹿谷町発坂二十三字清水ケ尻三十六番一まで、大野市」を「大野市横枕二字大水口六番一まで、同市」に改め、同表二百八号の項中「水道町三百番一」を「中央区水道町一番十九」に改め、同表三百七十三号の項中「字本田三百三十七番一から鳥取市」を「字安村百七十七番三から鳥取市」に改め、同表四百七十号の項中「三井町本江百一番一」を「杉平町四十一番三」に改める。

附 則

この政令は、平成二十五年三月二十三日から施行する。ただし、別表百五十八号の項の改正規定は、同月二十四日から施行する。

## 理 由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。